

日本共産党船橋議員団

三にゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市 会 議 員	佐藤重雄 ☎432-9872
石川敏宏 ☎462-4548	関根和子 ☎447-0557
事務所 ☎467-2860	事務所 ☎440-7950
岩井友子 ☎438-8647	中沢 学 ☎493-8140
事務所 ☎429-2160	事務所 ☎462-7273
金沢和子 ☎422-5278	渡辺ゆう子 ☎462-7273

市民の平和と安全
守れるのか?

集団的自衛権への市長見解質す

松戸徹市長答弁せず 副市長「論評する立場にない」

9月3日の本会議で、市民の命を守るべき市長として「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」にどう
 という見解をもっているのか質問しま
 した。

市長は全く答弁に立たず、自らの
 考えを示しませんでした。市長公室

長と副市長が「国の安全保障を論評
 する立場にない」「安全保障は国の
 専管事項」などとかわるがわる答弁
 するばかりでした。

これまでもイラクやアフガンに自
 衛隊が派兵されてきました。しか
 し、憲法9条のもとで、「戦闘地域
 に行かない」、「武器は使用しない」
 という重大な歯止めがありました。
 今回の「閣議決定」は、その歯止め
 をなくしてしまおうというもので

す。日本が直接攻撃されていなくて
 も、アメリカが起こす海外の戦争に
 自衛隊が参加できるようにし、戦闘
 地域にも行き、そこで戦闘になれ
 ば、武器も使用できるようにするも
 のです。

戦争に行く隊員募集に 協力するのか

市内には自衛隊習志野基地があ
 り、イラク戦争のときには、部隊が
 派兵されています。戦闘地域に行か
 ないという歯止めがはずされた自衛
 隊が、海外の戦争で血を流すこと
 なるかもしれない現実が迫ってきて
 います。

市長は自衛隊法で、隊員募集事務
 の一部を担うことになっています。「募
 集事務費」が毎年国から市に出てお

り、宣伝資材の作成などに支出して
 います。また、防衛省千葉地方協力
 本部は、毎年のように、隊員募集の
 対象者を抽出するため、市の住民基
 本台帳を閲覧しています。これも自
 衛隊法による市長の「協力」です。

自衛隊習志野基地の隊員の多くは
 船橋市民です。市民である自衛隊員
 が、海外の戦争に参加し命を落と
 す、あるいは他国の人の命を奪うこ
 とになるかもしれない事態が想定さ
 れるのに、「国の決めたことに意見
 は言えない」などと言っている場合
 でしょうか。

憲法を守り市民のいのちを守る責
 務を負う市長としての姿勢が問われ
 ています。

日本共産党船橋市議団主催

無料法律相談

10月16日(木)

労働相談も
受けています

弁護士が
相談を
受けます

会場：中央公民館
 時間：午後1時～4時
 要予約 ☎436-3030

